

第18回中小企業政策審議会 議事要旨

日 時：平成25年12月10日（火）14：00～16：00

場 所：経済産業省本館17階第1特別会議室

出席者：岡村会長、阿部委員、伊藤委員、江田委員、小野五郎委員、小野徹委員、高田委員、鶴田委員、平野委員代理石塚氏、藤田委員、眞中委員、三神委員、村上委員

議 題：小規模企業基本政策小委員会の検討状況の報告と論点整理についての検討

議事概要：主なコメントは以下の通り（発言者の確認をとったものではありません）。

【全般について】

- 地域活性化が小規模事業者にとって重要。小規模事業者の地域におけるビジネス形態として、①地域貢献型ビジネス、②地域資源型ビジネス、③地域課題解決型ビジネスに分類できる。地域でしっかりとお金が回っていく仕組みを作成することが重要。
- 小規模事業者がグループを組んで海外展開する例などもあり、グループ化という視点も重要。
- ものづくり技術の伝承等、技術の伝承支援にも力を入れて欲しい。
- 高齢化が進む商店街は、新陳代謝が行われなければ減んでしまう。商店街の高齢者が廃業する所へ、若者や元気なシニアが参入できるようなシステムを作るべき。
- 地域の小規模事業者を支えるという点、事業者と消費者の距離を埋めるという点でも女性の役割は重要。

【支援体制のあり方について】

- 小規模事業者が金融機関から融資を受けられるようになるまでの支援を行うことが重要。小規模事業者自身が、長期的な計画を立て、独り立ちができるようにしていく必要がある。
- 個々の企業の経営支援のみではなく、地域振興・コミュニティ再生などの「地域支援」に対しても支援が必要。
- 地域単位での支援が必要。現状では、各市、各県などのサービスがまとまっておらず、総合的なサービスを受けられる場所が不明確といった問題がある。
- 政策が小規模事業者に浸透していないとの問題点がある。「法テラス」のよ

うなワンストップの支援拠点を作るべきではないか。資料にあるよろず支援拠点がそれに該当するものかと思う。

【新たな基本法に盛り込むべき内容等】

- 毎年政策が変わることがないよう5年の長期又は3年の中期の「基本計画」を策定すべき。基本計画を策定することで、小規模事業者が設備投資や雇用を行う際の参考になる。また国が「基本計画」を定めることで地方公共団体との役割分担も可能となる。
- 小規模事業者は経営規模が小さく、業績などに一定の成果が出るまでに時間がかかるといっても、1～3年間で政策が変わるのではなく、5年～10年といった長期的・持続的な政策の実行が重要。
- 5年～10年といった長期のスパンで支援を行うためにも、支援側に、若手の人を積極的に登用して取り組む必要がある。
- 小規模事業者政策の目標として、雇用数を定めるべき。
- 小規模事業者は地域に密着し、経済活動を通じて地域コミュニティに貢献しているという内容を基本法に盛り込んで欲しい。

【政策の周知・浸透について】

- 支援策を「知られていない」のは、支援策が「存在しない」と同じ。どのようにして政策を周知していくかという視点を持つことが重要。
- 経営指導員に対して政策を勉強させ、政策を小規模事業者まで浸透させるため、商工会議所の職員が各地へ足を使って説明に行くべき。
- 金融機関と商工会議所とが連携するなど、情報のネットワークをどのように構築していくかが課題。
- 小規模事業者には、設立したてで拡大意欲があるケースと、長年ずっと小規模事業者であるケースがある。前者の場合には、自ら支援策や支援機関を探して活動することが期待できるが、後者は、認定支援機関も知らないケースが多い。
- 政策の周知として、支援団体の地道な周知活動等と、IT（情報通信技術）の活用をあわせて行うことが必要。小規模事業者のITリテラシーを向上させる政策やITを活用した支援策を行う必要がある。